

# 白百合女子大学データサイエンス教育運営会議規程

## (設置)

第1条 本学に、白百合女子大学教職員組織規程第33条第2項に基づく特別委員会として、「白百合女子大学データサイエンス教育運営会議」（以下、「運営会議」という。）を置く。

## (任務)

第2条 「運営会議」は、「白百合 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」に関して、以下の役割を担うものとする。

- (1) プログラムの立案、運営、改善
- (2) プログラムの普及
- (3) プログラムの自己点検・評価
- (4) プログラムの情報公開
- (5) その他プログラムに関する重要事項

## (構成)

第3条 「運営会議」は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 文学部長
- (3) 人間総合学部長
- (4) 全学基盤教育主事
- (5) 情報教育センターの教員若干名
- (6) 教務課、キャリア支援課、入試広報課より事務職員各1名

2 委員長は前項(1)の副学長が務める。

## (招集)

第4条 委員長は会議を招集し、議長を務める。

2 委員長は、必要に応じて構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

## (事務)

第5条 会議の事務は、情報教育センター事務室が担当する。

## (規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、教育研究運営会議の意見を聴いて、学長が行う。

## (雑則)

第7条 本規程に定めるもののほか、「運営会議」の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この規程は2022年(令和4年)4月1日から施行する。  
この規程は2022年(令和4年)10月1日から施行する。  
この規程は2025年(令和7年)4月1日から施行する。